

総合的病害虫管理（IPM）検討会開催要領

平成16年11月19日

1. 趣旨

- (1) 食料・農業・農村政策審議会企画部会では、新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向け、8月10日には中間論点整理がなされ、この中で農業生産環境施策の在り方については、「環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国農業全体を環境保全を重視したものに転換していくことが不可欠であり、環境に与える負荷の大幅な低減を図る取組を推進する必要」とされたところである。
- (2) 一方、昨年12月に取りまとめられた「農林水産環境政策の基本方針」においても、環境保全に向けて農家の主体的な努力を促すため、農薬等による環境負荷の低減等を促進するための指針を策定することとされ、総合的病害虫管理（IPM）の促進を推進する方向が打ち出されている。
- (3) このため、病害虫防除の分野においては、各都道府県で、農家段階でのIPMの実践度を簡単に評価できる指標（IPM実践指標）の作成を推進することとしている。国は、この取組を支援するため、環境負荷を軽減しながら農作物の安定生産に資する一般農家が実施可能な総合的病害虫管理（IPM）実践指標策定指針（仮称）の作成等を行うこととし、有識者による「総合的病害虫管理（IPM）検討会」を開催する。

2. 検討事項

- (1) 推進すべき総合的病害虫管理（IPM）の概念整理
- (2) 主要作物別のIPM実践指標策定指針（仮称）の作成
- (3) その他必要な事項

3. 検討会の組織

- (1) 検討会は別紙に掲げる者をもって構成する。
- (2) 検討会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、委員の互選により選任し、座長代理は、委員のうちから座長が指名する。
- (4) 座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故があったときは、その職務を代行する。
- (5) 必要に応じて、専門部会を置き、専門委員を検討会に参画させること

ができる。

4 . 運営

(1) 検討会の運営については、次のとおりとする。

検討会は、公開とする。

会議の資料は、会議終了後、ホームページ等により公表するものとする。

会議の議事概要については、会議終了後、委員の了解を得た上で、ホームページ等により公表するものとする。

検討会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(2) (1) にかかわらず、個人の権利、利益を害するおそれのある場合、企業秘密にふれることになる場合等に該当すると判断したときは、議事を非公開とし、会議資料を非公開とすることができる。

5 . その他

検討会の事務局は、消費・安全局植物防疫課において行う。

6 . 雑則

この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。